

行政評価等プログラム（抜粋）

平成22年4月
総務省

「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」（平成22年1月12日総務省。以下「強化ビジョン」という。）に掲げられた見直しの方向性を踏まえ、総務大臣主宰の行政評価機能強化検討会によるオープンな議論を経て、行政評価機能の抜本的強化方策を具体化するとともに、総務省行政評価局の業務を重点的かつ計画的に実施するため、行政評価局の中期的な業務運営方針として、行政評価等プログラムを定める。

本プログラムについては、今後、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行うこととする。

Ⅲ 「行政評価局調査」機能

「行政評価局調査」機能の発揮に当たっては、以下の基本的スタンスに沿って取り組むこととする。

- 政務三役を中心としたオープンな議論を経て、行政評価等プログラムを策定し調査を実施する。
- 内閣における重要課題を踏まえ、行政分野を聖域なくカバーしつつ、テーマを選定、タイムリーに機能を発揮する。
- 制度の仕組み全体を視野に置き、縦割り行政の弊害の是正や組織・予算面の改革に資する指摘を重視する。
- 国民からの調査テーマ公募、調査手法におけるアンケート調査の活用等により、国民との対話・協働を推進する。
- 調査実施に当たっての視点として、公開度・説明度（説明責任）の徹底を重視する。
- 調査実施に当たって必要な専門的知識を有する職員の育成・確保、外部有識者の知見の活用を推進する。
- 行政刷新会議等の政府内の他のレビュー機関、財政当局等と十分に連携する。